独立行政法人国民生活センター平成17年度業務実績項目別評価表

		評価基準					***			会価	評(両理由
中期計画の各項目	評価項目 (平成17年度計画の各項目)	指標	А	В	С	D	(記載事項)	己評価	指標		
1 .業務運営の効率化に関する 目標を達成するためとる べき措置	1 業務運営の効率化に関する 目標を達成するためとる べき措置									/	
一般管理像(退職手当を除 く。) について、中期目標の 最終年度(平成19年度)に おける当該終費の総額を、特 殊法人時の最終年度(平成1 4年度)に対して、13%削減する。 業務経費については、毎年 度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	一般管理費については 経費の効率的な執行に努め 高、熱経量については、国 民に対して提供するサービ スその他の質の向上の目的 を達成するため、有効かつ 効率的な執行に努める。	・一般管理機にお ける経費の効 率的な執行状 況		災法人から 員の協議に。		を受け、分 r る。	物件費について、平成17年版決算額(契約減基越額会は)は、247,336千円となり、 中期計画で定めた効率化率3.69%等を織り込んだ平成17年度予算額253,376千円 からさらに6,040千円(2.4%)の減額となった。具体的には、以下のような削減 を図った: ・水高が決積について、冷暖飛設定温度の徹底及び業務上支障のない範囲での消灯など「省エネルギー」の徹底を図ることにより、年額1,760千円の削減を図った。 ・総合音運業務の仕様を見直し年額896千円の削減を図った。・総合音運業務の仕様を見直し年額896千円の削減を図った。・総の国準の人札広告をホームページへ掲載(平成18年1月よい開始)し、入札機会の増大を図り、一般競争人札を実施した(平成16年度 14件 平成17年度 18件1。 退職手当を除く人件費について、平成17年度決算額は1,183,331千円となり、中期計画で定めた効率化率2、44%を建切したので表す。1228,466千円からさらに45,135千円(3.7%)の減額となった。 その結果、平成17年度予算額に対し、トータルでは51,175千円(3.5%)となった。	A	А	Α	
		・業務経費の効率 的な執行状況		対法人から 員の協議に。		を受け、分 rる。	平成17年度決算額(契約消燥越額を含む)は1,638,569千円となり、平成17年度 予算額に対し46,163千円(2.7%)となった。 経費の執行管理については年度計画に対する業務の進捗状況と経費の執行状況について四半 期ごとにとアリングを行い年度計画を着実に実行するために、適宜調整を行った。具体的に は以下のような削減を図った:	Α	А		
業務の効率化を図るため の最適化計画を平成17年 度末までのできるだけ早期 に策定する。	最適化計画を、平成17 年度央までに策定する。	・最適化計画の策 定状況及びそ の内容		対法人から0 員の協議に。			「最適化計画検討委員会」にて検討の上、平成17年10月に「独立行政法人国民生活センター 最適化計画の策定を来了した。策定した最適化計画の実行については、「最適化計画指達委 員会」を新たに設置し、その批塩に努めた。 なお、業務の効率的かつ効果が立業解放終行し減するため、外部の有調者からなる特別顧問会議 を開催し、重要事項についての意見を聴取の上、反映に努めた。 業務交換報信書14P、別等資料06(27P)参照	Α	Α	A	
2 . 国民に対して提供するサー ビスその他の業務の質の向 上に関する目標を達成する ためとるべき措置	 1 国民に対して提供するサ ービスその他の業務の質 の向上に関する目標を達 成するためとるべき措置 									_	
(1) 消費生活情報の収集 PIO・NETの運営 センター及び地方センタ ーへの苦情相談が大幅に増 加する中、PIO・NET (全国消費生活情報ネット ワーク・システム)の運営営 の効率化と情報提供の迅速 化を図るため、PIO・NE エのホストコンピュータシ ステムの見直しに着手する	(1) 消費生が情報の収集 PIO・NETの運動 ・大規模データペースの 構築・運営等に関する 技術情報の収集を引 き類き行うとともに 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	・最新の技術情報 等の収集及び 調査の実施状 況		対法人から(員の協議に。			データベース分野における情報検索の技術・検索の基礎的な手法から最新のデータベース製品の動向 最新技術を適用したシステム構造を持つデータベースなどについて、情報を収集し、整理した。 <u> </u>	Α	Α	Α	

1

とともに、相談カード体系及び人力方法等の改善を図ることにより、相談受付からPIO・NET登線までの1件当たり平均所要日数を、15%以上短縮する。利用者がPIO・NETに登録された苦情相談の傾向及び特徴について随時知ることができる「消費生活相談データベース」について、139991以かっとというできる「消費生活相談データベース」について、139991以かっととことを	・ホストシステム見直 の基本的前提として、 苦情相談件数の人間等 への対応方法等につい て、内閣所と協議を含 めた検討を開始する。 ・内閣府のPIO・NE 工端末等設置基準に基 ついて、地方センター	・苦情相談件数の 大幅な増加へ の対応方法等 についての検 討状況	・独立行政法人からの説明等を受け、久 科会委員の協議により判定する。	消費生活相談情報の収集体制等については、「国の消費者行政政策に反映するための重要な手段」という観点から、平成 17年6月 1 2 月間で4 回に渡る協議を小端門と行い、相談情報の収集体制等については、「収集が全地では、1 2 月間で4 回に渡る協議を小端門と行い、相談情報の収集体制度と対し、対策を介護を持続した。 2 2 日本のは、1 2 月間で4 回に渡る協議を小端門と行い、利益が自然では、1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
は、1週間以内ごとにデータ を更新する。 本及び消費生活相談カード直接作成システム の配備を行う。 は、1週間以内ごとにデータ 本及び消費生活相談カード直接作成システム 成シス: の配備を行う。			・独立行政法人からの説明等を受け、久 科会委員の協議により判定する。	への配備を売了した。 ・ 消費生活相談カード直接作成システム用の端末機については、375ヶ所への配備を完了した。 また、消費生活センター側の要望を受け、管理用の消費生活相談カード直接作成システム端末機設置を、8月下旬から10月中旬にがけて合計130ヶ所に追加配備を行った。 第78次線報告書19P参照
	・消費生活相談カード直接作成システムの安定 物運用に資するため、操作方法等の東間路外のための方ののののの窓口・電子 対応のための窓のでは一番では一番では一番である。 選手を表している。 が表している。 が表している。 が表している。 が表している。 が表している。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 があ	・早期習熟のため の方策の実施 状況	独立行政法人からの説明等を受け、タ 科会委員の協議により判定する。	平成 17年4月から5月にかけて新知路権を行った「消費生活相談カード直接作成システム」 の安定的適用を図るため、以下の措置を施した: 新規システムに関する間合せや暗書に迅速に対応するため、平成17年4月上旬にPIO- NET端末棟を通じて閲覧可能な「PIO-NET消費士活相談フォーラム」を設置し、適用を開始した。 ・5月上旬から、新規システム配備先からの電話問合せに対応するため、ヘルプデスクの適用を開始した。 ・5月上旬から、新規システム配備先からの電話問合せに対応するため、ヘルプデスクの適用を開始した。 ・直接作成システム場作方法の早期階熱促進のため、消費生活センターからの要請に応じ、インストラクターを80箇所へ延べ88人を派遣した。 ・直接システムの各種公害については、消費生活センターからの要望を踏まえ、8月以降順次実施した。 ・新規システムの基本操作技術を習得するための研修として「消費生活相談カード研修(3日間)。を10月下旬と11月下旬に開催した。 ***********************************
	・平成16年度に策定した消費生活相談カード 人力改善項目について 運用を開始する。	・入力項目改善による効果	・独立行政法人からの説明等を受け、分 科会委員の協議により判定する。	平成17年4月1日より、平成16年度中に策定した消費生活相談カード入力改善項目の適用 者にな項目の適用を円滑に行うため、全国のPIO-NET端末機設置機関の担当者が一堂に 会する「PIO-NET適用担当者会議」において、適用状況等に関する情報収集を行うととも に、参加者間の情報共有、意見交換を行った。
	・「消費生活相談データベース」について、1週間に1回以上のデータ更新を実施する。	・データ更新の実 施状況	50回 25回 100回 以上 以上 25回 以上 100回 50回 未満	16年度分のデータ集計作業により更新作業を数回停止したため、平成16年度に比べて若干減 少した。 実際交換報告書21P参照
消費者トラブルメール箱 インターネットを通じて、 消費者から直接、トラブル等 の実態を迅速に把握する「消 費者トラブルメール箱」につ いて、認知度を高めることに より、中期目標の期間中、年 平均3,500件を上回る情 報を収集する。(平成14年 度実績,3,254件) 寄せられた情報について は、年4回以上、集計経果や トラブルの概要を公表する。	消費者トラブルメール箱 ・「消費者トラブルメール 箱」について、3 , 5 0 0件を上回る情報を 収集する。	・情報収集件数の 結果	3 ,500 0 2 ,500 1 ,500 1 ,50 件件件件以上以上 以上 未満 3 ,500 2 ,500 件件 未満	0 平成17年度の収集件数は6,649件(1日平均約18件)で、平成16年度に比べ682件期加した。 収集を開始した平成14年度が5の年度別収集件数推移は以下の通り: 平成14年度:3,255件(1日平均約13件) 平成15年度:4,793件(1日平均約13件) 平成16年度:5,967件(1日平均約13件) 平成17年度:6,649件(1日平均約18件) 平成17年度:6,649件(1日平均約18件)
		・収集された情報への対応状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分 科会委員の協議により判定する。	消費者トラブルメール箱を通じて寄せられた情報は、個々の事例に関する情報を相談調査部等 A A の関係者間で共有し、相談業務等に活用している。

	・「消費者トラブルメール 箱」に寄せられた情報 について、年度内に4 回。、収集結果やトラブ ルの概要を公表する。	 4回公表の実績 公表内容の充実 	4回公表	3回公表		1回公表	また、寄せられた情報をもとに事業者に事実確認等の追跡調査を行い、事業者対応の改善にも 繋げている。 #洗練機性音24P参照 平成17年4月、7月、10月、平成18年1月に、それぞれ過去3ヶ月分の収集結果、主な 事業等及び年間総計をホームページ上に公表した(計4回)。 また、平成17年5月には、遺跡調査を実施した主な事業3年分のまとめとして「『消費者ト ラブルメール相。3年間のあゆみ」を公表した。 運動実施を指する4P、別様性11(41P)参照 具体的な公表内容は、四半期毎の商品・サービス分類別の収集状況に加えて、以下のような事例を公表している: 平成17年4月公表(平成17年1月-3月分集計結果) - 直収型固定運動サービスに関するトラブル ・ ブリンク報合機の不具合に関するトーブーの対応 ・公衆浴場施設内での問題販売行為 平成17年7月公表(平成17年4月-6月分集計結果) ・デスクトップハソコンの液晶ディスプレイの機態 ・携帯電影像の不具合	A	A	A
		状況		が協議に			・オンラインゲームの接続障害 平成 17年10月公表 (平成 17年7月 - 9月分集計結果) ・「総務省認可特殊法人」を名乗る団体による虚偽の文書 ・デジタルー眼レフカメラの不具合 ・オンラインゲームの突然の対用停止 平成 18年1月公表 (平成 17年10月 - 12月分集計結果) ・トイルのドアに親非を挟んでは断 ・カーナビとET (軍職器の組み合わせによる不具合 ・バストへの効果をうたった医薬部外品の広告表示 ※振奏楽機能音楽24 P、 別等業料11 (41P) 参照	Α ,	A	
(2)国民への情報提供 報道機関等を通じた情報 提供 PIO-NETに蓄積されている情報やセンターが 処理した苦博相談を分析し、	(2)国民への情報提供 報道機関等を通じた情報 提供 ・PIO-NETの情報や センターが処理した苦情 相談を分析し、その結果	・提供件数の実績	2 0テー マ 以上	15テー マ 以上 20テー 未満	10テー マ 以上 15テー マ 未満	1 0テー マ 未満	合計23テーマの情報提供を行った。また、被害の未然助止・拡大助止のため、関係事業者(団体)及び開係行政機関へ必要な要望 及び開報提供を行った。 素性を実施性告書26P、別野資料13(50P)参照	Α ,	A	
れている情報やセンターが	相談を分析し、その結果 を年度内に20テーマ以上提供する。また、これ らの被害の未然から必要がある場合には、関係事業 者(団は)及び関係行政 機関への要望及び情報提 供を行う。	・要望及び門情報提 供の内容		対法人から 優の協議に。			2 3 テーマによる情報提供の内容は以下の通り: 1 命を落とすこともある! 子どもの謎飲事故 2 勢近に起こるクレジットカードのトラブル・カードの管理、こんなことにも気をつけて - 3 個人情報相談のでは、力量的の情報が、大きが行いらの過知について 5 増加する「留学等物設サービス」トラブル 6 製品の不見を、新サービスに関する事業者対応 7 「消費者トラブルメール箱」3 年間のあゆみ 8 高齢者に多い個人年金税教の銀行窓口販売に関するトラブル 9 訪飯リフォームに係る消費者トラブルについて、要要業者による深刻なトラブルが禁発 - 生命保険の告知義務に関するトラブル・11・1・2 要要業者による深刻なトラブルが禁発 1 生命保険の告知義務に関するトラブル・11・1・2 要要業者による深刻なトラブルが禁発 1 生命保険の告知義務に関するトラブル・11・1・2 要要業者による深刻なトラブルが禁発 1 生命保険の告知義務に関するトラブル・11・1・2 要要業者による深刻なトラブルが禁発 1 生命保険の告知義務に関するトラブル・6 当時整別現状と固に生活をレターの対応について 4 制金物質にお施りフォームに係る消費生活を指象、危害・危険情報 1 湯費者を対法に関連する場合当情報を別現状と固に生活をレターの対応について 4 転移物質にお施りフォームに係る消費生活を対象の現状と固に生活をレターの対応について 4 転移物質にお添り出する。1 年間の表に関連事故に係る消費生活を対象のよ話が必要を含まる。1 日本のよの情報を指数を参加しまなのます。1 日本のよりに表します。1 日本のよりに表します。1 日本のよりに表します。1 日本のよりに表します。1 日本のよりに表します。1 日本のよりに表します。1 日本のよりによるでは、1 日本のよりに表します。1 日本のよりによるでは、1 日本のよりに表します。1 日本のよりによるでは、1 日本のよりには、1 日本のよりによるでは、1	A A		A

出版物、テレビ番組、ホームページ等による情報提供 ア・ホームページ ホームページで提供する情報の内容については、 被害の防止や解決に役立 力情報の介案を図るとと	出版物、テレビ、ホーム ページ等による情報提供 ア・ホームページ ・被害の防止や解決に役 立つ情報をより一層充 実させるとともに、リ ニューアルを回り、ア	・ホームページの アクセス状況・独立行政法人からの説明等を受け、 科会委員の協議により判定する。	関係機関等への要望実績は以下の通り: 01 勢近に起こるクレジットカードのトラブル・カードの管理、こんなことにも気をつけて-日本クレジットカードのトラブル・カードの管理、こんなことにも気をつけて-日本クレジット連業協会、全国信販協会他に要望 (2 高齢者に多り個人生を深険の銀行な口販売に関するトラブル 金融庁、業界団体に要望 (3 電気通信事業者の電話番号情報の提供における個人情報の適切な取扱いについて西日本電信電話株式会社(NTT西日本)他に要望 無特定機能音変 2 6 P、別接機料 1 3 (50 P) 参照 トップページアクセス件数は約25 7 万 6 千 件 で、架空請求問題の沈幹化の影響から、前年度比21.8%減となったが、平成15年度しては7.5%増となった。平成15年度 平成17年度間の年度別総アクセス件数は下表の通り: 平成15年度 平成16年度 平成17年度 2、395,973 3、292,569 2、575,530	A	A		
もに、ADR(裁判外約争処理)機関情報、消費者教育情報の専用コーナーを新設するなど、消費者のコーズや意見に即して一層充実させる。これにより、アクセス件数を中期目標の明首年度には20%以上の増加となるようにする。また、ITの一層の活用を図る観点から、携帯電話による情報提供を充実する。	クセス件数の増加を図 る。 ・ 携帯電話による情報報	・ホームページの ・独立行政法人からの説明等を受け、 充実内容 料会委員の協議により判定する。	従来のコンテンツに加え、社会的に関心の高まった消費者問題についても積極的に情報提供を 抗し、消費者に注意を喚起した。注意喚起を行った代表的なテーマとしては下記のようなものが 挙げられる: ・「フィッシング」被害 カード会社から50万円の請求 ・米国のクレジットカード情報が出事業に関するクレジットカード会社の対応 ・クリックでパンコン画面上へ自動的に請求着が作成される手口	A	А		ホームページのアクセス件数について、今後の推移を見ることとする。
	・携帯電話による情報提供の充実を図る。	・携帯電話による 情報提供の充 実状況 ・独立行政法人からの説明等を受け、 科会委員の協議により判定する。	カキアの i モード対応サイトに加え、au と vodafona に対応した東田サイトを成 1 7 年 8 日に新	А	А	А	
イ・テレビ番組 暮らしに役立つ情報を 国民に分かりやすく提供 するため、視聴者モラー 会議の意見等を活用し、番 組の企画・構成面の充実を 図るとともに、関する視聴者モラーに	イ・テレビ番組 ・視聴者モニターにアンケート調査を実施し、 5段階部価で4以上の 満足度の評価を得るよう努めるとともに、その結果を企画・構成面における。	・アンケート調査 で「5月頻繁神 でも以上の満 上 平均4以 上 上 平均3以 上 上 平均3以 上 平均4末 済 足度」の結果 本 均4末 満 満		А	А	А	
ini)もの場合モニターに 対するアンケート調査を 毎年度実施し、5月別結門値 で平均っとしたの満足度の 評価を得る。	i-dorc e S.	・アンケート調査 結果を受けて 企画・概が面に 対する反映状 況	も)危険に関するもの」「携帯電話とネットトラブルに関するもの」といったテーマを取り上げて ほしいとの声が強かったので、平成17年度が吹分には、希望の多かったテーマを魅力取り入れ ることとし、以下の通り番組構成に反映した: 平成17年 6月 自分のカルテの開示を求めるとき 7月 狙われる子どもの個人情報 8月 高齢者に自立つ個人年金保険トラブル 9月 「だまされるな! 沪貴者 午全44度動物に一注音!	А	А		

ウ・定期出版物等 一般消費者を対象に年 1回刊行する「くらしの豆 知識」については、消費者 が必要とする最が情報の 提供と適けなテーマ適定 を行うため、読者等へのア ンケート調査ととアリン グを毎年度実施し、その結	ウ、定期出版物等 ・「くらしの豆知識」について、適切なテーマ選択と満足度調査実施のため、読者等へのアンケード調査とヒアンケート調査と度アンケート調査において、5段階で4	・アンケート調査 で「5段階評価 で4以上の満 足度」の結果	平均4以上	上	平均2以 上 平均3未 満	平均2未満	平成17年度の読者に対する満足度アンケート調査は、以下の要領で行った: ・実師時期: 平成17年12月 ・対策者数: 366名(内配は以下の通り) 当センター主催の研修受講者 241人 一般消費者 125人 ・回 収 率: 65.6% 平成17年度においては、ホームページにアンケート回答の専用ページを設け、回収率向上を図った。 調査の結果、満足度については5段階部間で「4.5」を得た。 素殊を実践信義39P、別数複数415、16(84-86P)参照
果を編集作業等に活用する。 地方公共団体の職員及び消費者団体の指導者層を対象とする月刊誌「国民生活」については、消費者	以上の満足度の評価を 得る。	・消費者ニーズに 対応するテー マ選定の状況			の説明等をより判定す		適切なテーマ選択を行り、誘着の満足度を高めるための検討を行った結果、悪層商法による被害が謝増している状況に対応することが必要であるとの認識に立ち「だまされるな! 消費者」を 2006年版が発芽テーマとした。 また、平成16年度実施のアンケート調査経果にて得られた意見より、「司法制度」「医療」「表示」の3項目についても注目テーマとして取り上げた。
問題、消費者情報に関する 専門誌としての充実を図 るため、読者等へのアンケート調査を毎年度実施し、 その結果を企画・編集等に 活用する。 商品テスト記事を中心と する生活情報月刊誌「たし かな目」については、セン	・「国民生活」について、 内容の充実と満足度調 査の実施っため、読者 等へのアンケート調査 を実施し、読者の査に おいて、5段階で4以 上の満足度の評価を得 る。	・アンケート調査 で「5段階評価 で4以上の満 足度」の結果	平均4以 上	上	平均2以 上 平均3未 満	平均2未満	平成 17年度の誘着に対する満足度アンケート調査は、以下の要領で行った: ・実師時期: 平成 17年12月 ・対象者数: 読者/ガキによるアンケート協力承諾者42名 平成 17年4月以降に新規定期購読者となった115名 ・回 収 率: 56.0% (回答者数88名) 平成 17年度においては、ホームページにアンケート回答の専用ページを設け、回収率向上を図った。 調査の結果、満足度については5段階評価で「4.2」を得た。
ターが実施した調査や商品テスト等の情報と取材等を有機的に結びつけることにより内容の充実を図る。また、読者等へのアンケート調査を毎年度実	J.	・内容の充実状況			の説明等をより判定す		平成16年度に実施した読者等へのアンケート調査結果を内部で検討した結果、以下3点の特集テーマを平成17年度発行分で取り上げた: 介護 インターネット開係 環期問題 また、アンケート調査結果から、相談等例や判例情報の充実を希望する声が多かったことから、 企画・編集の際に十分希臘することとした。 ### 2000 18
施し、その結果を編集作業 等に活用する。 これらの定期出版物に ついては、読者への満足度 アンケート調査において、 5段階評価で平均4以上 の満足度の評価を得る。	「たしかな目」について、 内容の充実と満足度調 査の実施のため、読者 等へのアンケート調査 を実施し、読者への満 足度アンケート調査に おいて、5段階で 4以 上の満足度の評価を得	・アンケート調査 で「5 段階評価 で 4 以上の満 足度」の結果	平均4以上	上	平均2以 上 平均3未 満	平均2未満	平成 17年度の誘着に対する満足度アンケート調査は、以下の要領で行った: ・実施制制: 平成 17年12月 ・対索者数: 定加騰計者 4,000名の5%にあたる200名 ・回 収 率: 52,0% (回路者数104名) 平成 17年度においては、ホームページにアンケート回答の専用ページを設け、回収率向上を図った。 調査の結果、満足度については5段階評価で「4 4,4 を得た。 素殊実施報告書 42P、別数複数119,20(92-96P)参照
	ె .	・内容の充実状況			の説明等をより判定す	受け、分	平成16年度に実施した読者等へのアンケート調査結果や、取引先生活協同組合等の担当者からの意見を集約した結果、消費者からの苦情権認情態、原品テスト情報など当センターの固有情報をやいた記事を企画してほしい目の希望があった。 これを確まえ、平成17年度は、以下のようなテーマの記事を毎号掲載した: 悪質商法関連(「暮らし注意報」) (くらしの法律知識(「いかがしました? からだ こころ くらし」) 高齢代社会と認祉(「生中様! 介護日記」) 金融(「八門 金融商品」) 無数学権格告者 4 2 P、別談資料19、20(92~96 P)参照

(3) 苦情相談 苦博相談 消費生活専門相談員、弁護 土、専門技術者等を配置して 専門的相談の充実を図り、消 貴者被害の複雑多様化、国民 生活に開連する新たな法律 の制定等に違切に対しつ つ、懇切、迅速かつ公正に、 あっせん等による苦情相談 処理を行う。	(3) 苦博相談 古牌相談 古牌相談 所聞生活専門相談員、弁 護士、専門技術者等を配 置して専門的相談の充実 を図り、消費者被害の民 健終多様化、国民生活に関 連する新たな活律の制定 等に適切に対応しつつ、 懸切、迅速かつ公正に、 あっせんを言う。	・弁護士等専門家 の配置状況 ・専門家と連携を 図り、迅速かつ 公正なあっせ ん処理状況	150日 以上 100日 50日 以上 150日 100日 未満 未満 未満 未満 ・独立行政法人からの説明等を受け、分 科会委員の協議により判定する。	目動車場で家(目動車相談) : 12日 合		A	A
個人情報の取扱いに関する苦情相談 個人情報の保護に関する 法律の制定を受けて、円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、政府全体の個人情報 保護に関する基本方針の原 定を踏まえつつ、個人情報の	個人情報の取扱いに関する苦情相談・ ・個人情報保護相談データベースを稼動させ、センター及び地方センターに 寄せられた個人情報に関する相談情報を収集する。	・個人情報に関す る苦情相談情 報の収集及び 活用状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分 科会委員の協議により判定する。	個人情報保護組設データペースシステムについては、平成17年6月末より試订選用を行し、 同年7月初旬より本格選用を開始した。平成17年度においては、11,565件(月平均1, 285件)を同データペースに登録した。 また、内閣府が運用する個人情報保護相談データペースとの情報共有に関する検討を行い、情報共有のための体制機築に着手した(情報共有は平成18年6月より開始) 無務実施報告書46P参照	Α .	A A	α
正式はのである専門相談員を配置するなど苦情相談機能の充実強化を図る。	・個人情報の保護に関する 法律の制定や同社の保護に関する に関する。 を受けて、円滑かつ的確 な苦情処理を確保するため、国民からの個人情報 に関する相談専用電話を 設置するなど苦情相談機 能の充実強化を図る。	・苦情相談機能の 充実状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分 科会委員の協議により判定する。	平成16年度内に個人情報相談受付処理業務のための体部を整備し、平成17年4月1日より 相談契づ解務を開始。合計1,667件の相談を受け付け、処理した: 東京事務所の相談報査論的に個人情報相談窓口スペースを確设 ・個人情報相談受付専用電話(2回線分) ・相談員7名(消費注5時門相談局 ・個と情報相談受付職日の担談相談の日間では、消費者への普及啓発に資するため、以下の通り適宜取りまとめ、 記者部別会を通じて公表した: ・個人情報相談窓口開設1ヶ月間の相談概要(平成17年5月10日公表) ・個人情報相談窓口開設3ヶ月間の相談概要(平成17年7月20日公表) ・個人情報相談窓口開設3ヶ月間の相談概要(平成17年7月20日公表) ・最近の個人情報程談窓口開設3ヶ月間の相談概要(平成17年7月20日公表) ・最近の個人情報報業務例にみる動向と問題点(平成17年1月月7日公表) ・造近の個人情報報報等例にある動向と問題点(平成17年1月月7日公表) ・造近の個人情報報報等例にある動向と問題点(平成17年1月月7日公表) ・造成7日は17年7月20日の相談報報といまける個人情報の適切な取扱、について(平成18年3月3日公表) また、受け付けた相談情報を元に、以下の取組みも行った: ・告地の消費注話センター等からの個人情報相談収望に関わる様々な問合せ等への積極的な対応 ・平成17年7月及び10月に開催された国民生活審議会(第19次及び第20次)の個人情報保護部会での意見陳述 ・全国7プロックの会場において平成17年11月初旬から12月中旬にかけて7回開催された「個人情報保護法子般向けが紹介を、付期所主催》)において、国民生活センターに寄せられた個人情報保護法子般向けが紹介を、行期所主催》によれて、国民生活センターに寄せられた個人情報保護法子の個人情報保護法別の議合を実施	Α.	Α ,	4
	・個人情報保護法の全面施 行後に、地方センター等 に寄せられた事例を収 集・編纂する。	・個人情報に関す る苦情相談情報 の事例の編纂状 況	・独立行政法人からの説明等を受け、分 科会委員の協議により判定する。	個人情報附連相談の受付開始から約半年後の平成17年9月に「個人情報保護法相談事例集 に関する検討委員会。在設置し、翌10月から合計5回にわたって内容等についての討議を重ね。 平成18年3月に編纂作業を完了した。 「個人情報保護に係る相談事例集」は、平成18年4月に各地の消費生活センター並びに各 自治体の個人情報保護附連条例担当部局に約4,000部配布した。 無務定義報告書48P、別項資料23(103P)参照	Α .	A ,	4

理小の支援 地方センターの苦情相談 処理への支援を通じて、その 中核的機関としての役割を 適切に果たす。地方センター からの苦情相談の移送、地方 センターとの共同処理、地方 て、その中核的機関と	・経由相談の実施や消費生活相談緊急情報、製品事故情報の発行などにより、地方センターの苦情相談処理への支接を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果た				の説明等をより判定す	受け、分	平成17年度に受け付けた相談8,291件の内、経由相談44,179(50.4%)であった。経由相談契付後は「助声」に加え、事業の持衛に関して「共同処理」や「移送」(「処理依 補」)に応じるなど精極的に対応し、問題の解決を図っている。平成17年度のそれぞれの件数 は以下の通り: ・移送 11件 助言 3,825件 ・共同処理 289件 その他 54件 移送、共同処理を行った事例は以下の通り(例示): 〈移送 : ・要調な浴室のリフォーム工事 ・実験の1時間後に解約を申し出たのに返金されない以別用英会話教室 ・共同処理 ・未知年の友人のために契約した中占自動庫 ・保険募集時の説明や適合性原則の遵守が不十分だった証券会社	Α 4	A	
定開的に調査し、その結果を 活用し、より効果的な業務運 歯を行う。これらにより、中 期目標の解末年度において、 全相談件数に占める経由相 談の比率を50%以上とす る、(平成14年度実績39.5%)		・消費生活相談緊 急情報の発行	2 回以 上	8回以上 12回末 消	4回以上8回末満	4回未満	「消費生活相談緊急情報。各計12回影行(総索引1回を含む)し、以下の事項について合地の消費生活センターに情報提供を行った: 申し込んだ覚えがない業者からの会員登談通知 ・設明不十分なワーキングホリテープログラム ・高端をへの全室間域の観響の送付 ・広告に関連がある風呂水保温装置 ・会具権の特典を認めされて製造したDVD教材 ・要な提供送引版を認めない。教材販売業者 ・天実会知を認めない。以本が販売業者 ・メル友になってど近づいてきた業者に契約させられたダイヤのネックレスとピアス ・グラオを使用していると主張し、中途解約の返品を認めない。連鎖販売業者 ・メル友になってど近づいてきた業者に契約させられたダイヤのネックレスとピアス ・ピテオを使用していると主張し、中途解約の返品を認めない。連鎖販売業者 ・出会い系サイトの利用料金でクレジットを計が理訴 ・会員権の特典を強値されて契約したDVD教材 ・追除後に両罪が確定したという理由で、人族的付金の支払いを拒否する生命保険会社 ・返品中出を認めないパソコン・通信販売業者 ・・携帯電話を紛失後、利用された国際ローミングサービス ・男教の上間を関心を対したしいました。 ・現本は「本学などの事業を対してないで建業者も実施を対した。 ・実施の主動を対したいたいことされば、中グラシュリテ会者 ・実施等事的な影別で適合性原則の適等が不十分だった証券会社 ・湯外実留代を日内も指数的研究連修理 ・クリーニングで、ブリーツが消えてしまったスカート ・MP5を実施しているにもかからき「個人情報保護法を遵守していないNPO法人 ・医療機関で受けたビーリング、施術前なのに解的できない ・開始を社が次に実勢らせる紙で用助職が出て、経験制度で受けたビーリング、施術前なのに解的できない ・開始を社が次とに実めさせる紙で用助職者を提り、大きないなくと要いをさせる紙で用助職者を選り、対して表別 ・フトオイを使用を基準を引きませる機で用助職者を選り、対して表別 ・フトオイを使用を基準を表しているによりである。 ・開始を社が次とに実めさせる紙で用助職者取得教材 ・高齢者を狙い次と実践させる紙で用助職者取得教材 ・高齢者を狙い次とと思いませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	Α /	A /	A
		・製品事対情報の 6 発行			2回以上 4回未満	2回未満	「製品節連事故情報」を隔月1回計6回発行し、以下の事項について各地の消費生活センター に情報提供を行うた: ・望スイッチ別が無能付き照明器具には使用できなかった電球形蛍光ランプ ・乳児の歯茎にひっかかったベビーマグ(乳首タイプ)のハンドル ・発火した卓上コンロ用ガスポンペ ・右手腕指をギザギザに切ったジュースミキサー ・内臓がはがれて飛び出したリコールもれの保温原型機 ・排気口からま入 (を繋れ)がもれ出る食器が、地気機 ・安全上の配慮が充分とはいえない加湿器の危害事例	Α Α	A	